

(広報資料)

平成19年6月22日

文 化 市 民 局
(人権文化推進課 222-3381)
産 業 観 光 局
(経済企画課 222-3333)

「人権啓発サポート制度」の開始について

京都市では、平成19年7月2日から人権に関する研修などの啓発事業を計画している市民や企業などのグループを対象に、講師の派遣や研修用資料・ビデオ等の貸出しを行う「人権啓発サポート制度」を新たに開始しますので、お知らせします。

これは、平成17年3月に策定しました「京都市人権文化推進計画」での重点項目のひとつである市民の皆様の自主的取組を支援していくことを目的とするものです。

女性・子ども・高齢者・障害のある方など様々な人権に関する研修・啓発事業の実施方法やテーマ選定などの相談窓口を一元化した「ワンストップ・サービス・ネットワーク」の構築により、市民の皆様にご利用いただきやすくなりました。

記

1 利用開始

平成19年7月2日(月)から

2 利用時間

平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

3 利用対象

人権研修・啓発事業を計画している、市内に在住、在勤又は通学する市民の皆様や市内にある企業等で、10人以上が参加される集まりで申込みことができます。(制度の趣旨に沿わないもの、政治、宗教又は営利を目的とするものを除きます。)

4 サポート内容

人権研修・啓発事業の相談、講師派遣、研修用資料の提供、ビデオ等の貸出し等

5 申込方法及び問合せ先

実施日の1箇月前までに、電話で文化市民局人権文化推進課(075-222-3381)又は産業観光局経済企画課(075-222-3333)

*講師派遣の場合、会場は市内において利用者側で用意していただきます。

人 権 啓 発 サ ポ ー ト 制 度

市民の皆さんや企業等で、人権研修を計画したのはいいが、「どうしたらいいかな?」「講師はどうしよう」等、お困りになったことはありませんか?

そんな時、この「人権啓発サポート制度」を是非ご利用ください。

女性・子ども・高齢者・障害のある方など様々な人権に関する研修・啓発事業の実施方法やテーマ選定、講師派遣依頼、ビデオの貸出しなどの相談窓口を一元化した「ワンストップ・サービス・ネットワーク」の構築により、市民の皆さんにご利用いただきやすい制度としました。

記

1 利用対象

人権研修・啓発事業を計画中の、市内に在住、勤務、又は通学する市民の皆さんまたは企業等のグループで、10人以上が参加される集まり

2 費用

無料（講師派遣は、資料代など有料の場合もあります）

3 申込み（問い合わせ先）

実施日の1箇月前までに、電話または来庁で、文化市民局人権文化推進課（TEL222-3381）又は産業観光局経済企画課（TEL222-3333）へ

4 サポート内容

講師派遣、資料等の提供、ビデオ等の貸出し

- * 研修会場は、京都市内で皆さんでご用意下さい。
- * 講師の派遣日時は、平日の午前9時から午後5時までとします。（土・日・祝日・年末年始は派遣いたしません。）
- * 「人権啓発サポート制度」は苦情や要望をお聞きする場ではありませんので趣旨をご理解のうえお申し込み下さい。
- * 政治、宗教活動、又は営利を目的とする集まりや本事業の趣旨に沿わない場合などは、講師派遣等はいたしません。

市民・企業からの依頼のイメージ

